

# 長浜教区特別緊急事態対策委員会規則

(名称)

**第1条** 宗門の緊急事態に対応するために、長浜教区特別緊急事態対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、緊急事態について情報の収集及び対策並びにその処理等を行い、必要に応じて教区内に周知することを目的とする。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 教区会参事会員
- (4) 教区門徒会常任委員

2 前項各号に定める委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第5条** 委員会は、教務所長の同意を得て委員長が招集する。

- 2 教区会・門徒会並びに委員の要請があった場合は、委員会を開かなければならない。

(議事)

**第6条** 委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(教務所長及び教務所員の出席)

**第7条** 教務所長及び教務所員は、いつでも会議に出席して発言することができる。

(参考人)

**第8条** 委員会が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて意見及び説明を聞くことができる。

(事務)

**第9条** 委員会の事務は、教務所が行う。

(規程の改正)

**第10条** この規程の改正は、教区会参事会・教区門徒会常任委員会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、昭和51年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、教区会参事会・教区門徒会常任委員会の承認を得た日（平成5年7月20日）から施行する。

附 則

この規則は、教区会参事会・教区門徒会常任委員会の議決を得た日（2020年7月20日）から施行する。